

いじめ防止基本方針

愛知啓成高等学校

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の重要な課題となっている。近年、急速な情報技術の発展により、SNSによる誹謗中傷や動画の投稿など、従来の問題に加え新たな問題が生じ、いじめは、ますます複雑化・潜在化する様相を見せている。

こうした中、本校では、すべての教職員が、いじめという行為や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが必要不可欠であると考える。

本校では、各都道府県の教育委員会をはじめ、各学校のいじめ対策マニュアルを参考に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について基本的な認識や考え方方に加え、正しくいじめ問題を学校全体として理解するため、「いじめ防止基本方針」を作成した。全教職員が積極的な活用を図り、学園の建学の精神に基づき「正明和信」の心を育み、学校生活を送ることができる環境を整えることを目的とする。

I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

いじめは、決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の悩みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

2 心の教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、心の教育が大きな力を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心と正義感を育てる心の教育が大切になる。本校ではすでに「道徳」にかわる「宗教」の中で、仏教的倫理観の教育を実践している。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。心の教育では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の見えないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方々とも連携して情報を収集することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

V いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（委員会）に連絡し、管理職に報告する。

VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある校内（登下校中も含む）での利用禁止の意図、また、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を主として管理する保護者と連携した取組みを行う必要がある。早期発見には、SNS等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

- メールでのいじめ
- SNS から生じたいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ
- ブログでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ◆ 匿名性により、自分だけは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流失する危険性がある。
- ◆ 一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除、拡散への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

- ・被害の拡大を防ぐ為に、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことや相手の許可なく画像や加工画像を掲載することは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

【組織対応マニュアル】

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

- ・いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、いじめ対策主任、生徒指導部長、学年主任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- ・いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ対策委員会組織》

いじめ対策委員会

【構成員】 (委員長:教頭)

校長、教頭、コース部長、生徒指導部長、教務部長、該当学年主任、生徒指導主任、
養護教諭、カウンセラー、カウンセリング部、対策委員会庶務、該当教職員

緊急対応会議

【調査班】

学年主任、生徒指導部、担任、養護教諭
など

【対応班】

学年主任、担任、生徒指導部、学年教員、
養護教諭、カウンセリング部 など

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応は、学組会において報告し、周知徹底させる。

2 年間を見通した「いじめ防止指導計画」の整備について

- ・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- ・カウンセラー（カウンセリング担当者）を中心に心のアンケート調査を実施する。（年2回程度の予定）その中でいじめに関する記述が発見された場合は、いじめ対策委員会に報告する。
- ・報告を受け、いじめ対策委員会において対応を協議し、方針を決定する。

【指導体制】

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壤づくり」（道徳教育等）に組織的に取り組む。
- いじめの状態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて学級担任者会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応する。
- 各教職員が組織体制を理解し、迅速な対応を図れる姿勢を持つ。

3 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういう状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

2020年6月改訂

【本件連絡先】

愛知啓成高等学校 いじめ対策委員会

TEL (0587) 32-5141 FAX (0587) 23-7402